

回 覧 令和5年12月1日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】	【No.】	【内容】
〈募 集〉	1	◆あなたも放課後子ども教室で働いてみませんか？
	2	◆「第23回宮崎県障がい者スポーツ大会」の出場者を募集します
〈お知らせ〉		◆「2024クーポン付きもろかた弁フォトカレンダー」が完成しました！町内各施設などで配布します！！
	3	◆令和6年度放課後児童クラブのご案内
	4	◆12月4日～10日は人権週間です
	5	◆12月は「町税等納付推進強化月間」です
	6	◆マイナンバーカードの暗証番号は必ず確認してから入力しましょう！
	7	◆合併処理浄化槽の補助制度をご利用ください
	8	◆道の駅・物産館周遊デジタルスタンプラリーを開催中です
		◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください



◆子育て支援を「ふるさと納税」で充実させよう

3つの「無料化」の実現を目指します!!

- 3歳未満児の「保育料」
- 町小中学校の「給食費」
- 高校生までの「医療費」



町公式サイト

今後も充実した子育て支援事業を継続できるよう、本町以外にお住まいのご家族、ご親戚、知人、友人などに対し「ふるさと納税」を通じて三股町を応援していただくよう「お声掛け」をお願いします。

三股町長 木佐貫 辰生

【分類】	【No.】	【内容】
〈保健と福祉〉 (高齢者)	9	◆「障害者控除対象者認定書」交付のお知らせ
		◆高齢者のおむつ代の医療費控除に係る「おむつ使用証明書」交付のお知らせ
〈農林畜産業関連〉	10	◆かんしょ生産者の皆さんへ 次作に向けて欠かせないサツマイモ基腐病対策
	11	◆あぜ焼きを実施します
〈相 談〉		◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています
	12	◆「こころの健康相談」を実施します
		◆「おもちゃ病院三股」を開設します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

◆家庭用パソコン回収のリネットジャパンリサイクル(株)の問い合わせ先が変わりました

11月1日号の回覧でお知らせした家庭用パソコンの宅急便回収サービス業者リネットジャパンリサイクル(株)の問い合わせ先が変わります。  
変更後の電話番号は次のとおりです。

リネットジャパンリサイクル(株) ☎:0570-085-800

◆あなたも放課後子ども教室で働いてみませんか？

町教育委員会では、令和6年6月から放課後子ども教室で働く人を募集しています。

■放課後子ども教室とは？ =

地域の皆さんの協力を得て、小学生を対象に放課後における子どもたちの安全安心な活動場所(居場所)を確保し、学習やさまざまな体験・交流活動などを行うものです。

令和6年度は、町内で7教室の開設を予定しています。

■募集する内容 =

○教育活動推進員:若干名

各放課後子ども教室の主任として、教室の運営をします。

○教育活動サポーター:若干名

各放課後子ども教室の主任の補助をします。

■応募条件 =

年齢は問いませんが、子どもと楽しく活動ができ、指導や助言ができる人

■業務内容 =

○教育活動推進員:子どもの安全管理、年間・月間計画の作成、地域への協力依頼など

○教育活動サポーター:教育活動推進員の補助業務

■勤務地 = 町内各放課後子ども教室



■勤務条件など =

○教育活動推進員の勤務時間

・6月～3月中旬の学校実施日

週2日 午後2時～5時または5時30分

※開始時刻は、小学校の授業時間などにより前後する場合があります、終了時刻は各教室によって異なります。

・夏季休業日

週2日 午前9時～正午

・上記の時間以外に、各教育活動推進員の情報共有のための会議、保護者説明会(5月中)、研修などがあります。

○教育活動サポーターの勤務時間

・教育活動推進員に同じ

(ただし、各教育活動推進員の情報共有のための会議は除きます。)

■給与など =

令和5年度(参考)

○教育活動推進員:1時間あたり 1,480円

○教育活動サポーター:1時間あたり 897円

■その他 =

○推進員、サポーターとも町教育委員会が運営を委託する事業者での雇用となります。

○採用にあたっては、面接を行います。

★お申し込み、お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 生涯学習係(中央公民館内)

☎:52-9311にお願いします。

◆「第23回宮崎県障がい者スポーツ大会」の出場者を募集します

スポーツを通して障害に対する県民の理解を深め、障害者の社会参加を推進することを目的に「宮崎県障がい者スポーツ大会」を開催します。

初心者でも出場可能なさまざまな競技が行われます。ぜひご参加ください。

■開催期日 = 令和6年5月12日(日)

■開催場所 = ひなた宮崎県総合運動公園  
宮崎市生目の杜運動公園ほか



■参加資格 =

県内に住み、13歳以上(令和6年4月1日現在)の人で、次の要件を満たす人。

- ①身体の一部：身体障害者手帳の交付を受けている人
- ②知的の一部：療育手帳の交付を受けている人、またはこれに準ずる障害がある人
- ③精神の一部：精神保健福祉手帳の交付を受けている人、またはこれに準ずる障害がある人

■開催競技 =

	競技種目	身体の一部	知的の一部	精神の一部
県・全国大会実施競技	陸上競技	○	○	
	水泳	○	○	
	アーチェリー	○		
	卓球	○	○	○
	フライングディスク	○	○	
	ボッチャ	○		
	ボウリング		○	
のみ県大会	バレーボール			○
	ミニバレーボール			○
	グラウンド・ゴルフ			○

※ボッチャ競技は、身体障害者(肢体不自由)で、車椅子・立位のみの競技です。

■申込期限 = 令和6年1月19日(金)

★お申し込み・お問い合わせは、  
福祉課 社会福祉係(1階 ⑥番窓口)  
☎:52-9061(直通)をお願いします。



お知らせ

◆「2024クーポン付きもろかた弁フォトカレンダー」が完成しました！町内各施設などで配布します！！

町商工会商業部会では、町内事業者の活性化や「もろかた弁」の魅力を発信するため「もろかた弁」をテーマにしたフォトコンテストを行い、入賞作品と町内事業所のクーポン券を掲載した「2024クーポン付きもろかた弁フォトカレンダー」を制作しました。12月6日(水)から次の施設などで無料で配布します。

なお、数に限りがあります。なくなり次第終了となるのでご了承ください。

■カレンダー配布場所 =

○町内施設

- ①町役場、②町立図書館、③町立文化会館、④町総合福祉センター「元気の杜」、⑤町物産館「よかもんや」、⑥三股町商工会(「よかもんや」隣)

○商業部会役員事業所(地区名)

- ①(有)田尻石油店(東原)、②去川ストア(山王原)、③(株)中村食肉(仲町)、④十字屋(稗田)、⑤ひろせ本店(稗田)、⑥(株)ベーカリー梅茂登(稗田)、⑦(株)Aquare(花見原)、⑧丸久青果(仲町)

※休館・店休の場合がありますので、事前に電話などで確認してからお訪ねください。

※発熱などの症状がある人は、体調が回復してから受け取りに行ってください。

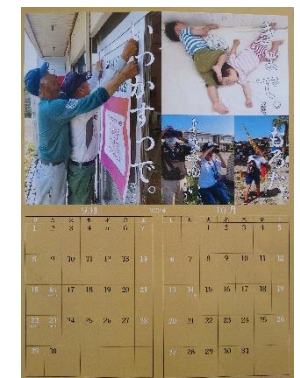
■カレンダー仕様 =

○縦 59.6 cm×横 41.7 cm(8頁)

○壁掛けタイプ

○クーポン掲載数28

(商品買上時の割引・商品プレゼント、  
飲食時の飲物サービス・割引券付)



★お問い合わせは、三股町商工会

〒889-1901 三股町大字樺山4421番地22

☎:52-2226 をお願いします。

## ◆令和6年度放課後児童クラブのご案内

放課後児童クラブは、就労などで放課後に保護者が不在となる児童に、町内の児童館などで適切な遊び・生活の場を与え、健全な育成を図ることが目的です。

利用するには、放課後児童クラブへの「登録」が必要です。

登録を希望する家庭は、新規・継続を問わず、必ず申請してください。

## ■利用できる日時・利用料金 =

開設日	利用時間	利用料金
月曜～金曜	午後2時～6時30分	月額 3,000円
土曜、学校休業日	午前8時～午後6時30分	

※同じ世帯から2人以上の登録がある場合、2人目以降の利用料金は減額になります。

※生活扶助や児童扶養手当を受給している世帯などは、利用料金の免除制度があります。

## ■利用できない日 =

日曜、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)

※その他、台風やインフルエンザなどで学校が休校の場合も利用できません。

## ■対象児童 =

次の①②のいずれかに該当する児童

①放課後に就労などで保護者が不在となる児童

②保護者が就学・疾病・看護・出産(育児休業の場合を除く)などで、健全育成上支援を要する児童

※原則として低学年の児童が優先となります。

※保護者の責任で送迎を行ってください。



## ■登録方法 =

児童クラブに登録を希望する児童の保護者は、必ず期間内に申請書を提出してください。

申請書類	12月11日(月)から各児童クラブで配布予定です。
申請期間	1月4日(木)～1月31日(水)
申請書類提出先	登録希望の児童クラブに提出してください。

## ■登録期間 =

令和6年4月1日～令和7年3月31日

## ■登録できる児童クラブ =

原則として、町直営の児童クラブを利用する場合は自宅近くの児童クラブへの登録です。法人が運営する児童クラブは、町内全域が登録対象です。

児童クラブ一覧は、次のページにあります。

※登録先の決定は、先着順ではありません。新1年生から優先に、お住まいの地域、保護者の就労状況などを考慮して決定します。必ずしも希望の児童クラブに登録できるとは限りません。定員を超える場合は他のクラブへの登録または入所待機となります。また、登録申請の結果や年度途中の退会により定員を大きく下回った場合も、他のクラブへの登録となることがありますのでご了承ください。

## ■入会承認 =

申請期間内の申請者には、2月中旬以降に、各児童クラブから「放課後児童クラブ入会承認通知書」または「入会不承認通知書」でお知らせします。

■児童クラブ一覧 =

◎町による運営

名称	開設場所	対象地域	電話番号
三股小児童クラブ	三股小学校敷地内	山王原、中町、新馬場	51-0606
プラザ児童クラブ	第2地区交流プラザ	上米、中米、谷、櫛田	52-1099
東原児童クラブ	東原児童館	東原、新馬場	52-0336
今市児童クラブ	今市児童館	今市、花見原	52-1814
三股西小第一児童クラブ	中原団地 広場内施設	中原、下新、稗田、 今市、花見原	51-2780
植木児童クラブ	植木児童館	植木	52-1092
蓼池児童クラブ	蓼池児童館	蓼池	52-3947
前目児童クラブ	前目児童館	勝岡、三原、前目、餅原	52-4844
梶山児童クラブ	梶山児童館	梶山	52-1251
長田児童クラブ	第5地区防災 センター内	長田	070-2341- 7922
宮村児童クラブ	宮村児童館	宮村	52-5533

※利用料金のほかに保険料として年額800円徴収させていただきます。

◎法人による運営

名称	開設場所	運営主体	電話番号
放課後児童クラブ たでいけキッズ	蓼池3541番地29 (蓼池)	社会福祉法人 信愛福祉会	52-5060 (たでいけ 認定こども園内)
キッズリターンクラブ	樺山3002番地2 (中米)	社会福祉法人 心耕福祉会	52-1376
三股中央キッズ クラブ	樺山4558番地5 (下新馬場)	社会福祉法人 三樺会	36-7090
児童クラブ ビバーチェ	花見原4番地1 (花見原)	社会福祉法人 愛生会	52-5834
第一っ子クラブ	樺山3523番地5 (山王原)	学校法人 相愛学園	52-3894

※事前に各クラブへ連絡し、直接申請書を提出してください。

※利用料金のほかにおやつ代などの実費徴収があります。

★お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係(1階 ⑥番窓口) ☎:52-9060(直通)

または、各児童クラブにお願いします。

◆12月4日～10日は人権週間です

■「人権週間」とは? =

人権週間の由来は、昭和23年(1948年)12月10日に、第3回国際連合総会において「世界人権宣言」が採択されたことです。この日を記念して、毎年12月10日を「人権デー(Human Rights Day)」と定め、加盟国に対し、人権擁護を推進するための各種行事を実施するよう呼びかけるようになりました。

このことから、法務省と全国人権擁護委員連合会では、この「人権デー」までの1週間を「人権週間」と定め、全国各地域で人権尊重思想の普及高揚を図るための各種啓発活動を行います。

■啓発活動重点目標 = ～人権啓発キャッチコピー～

『「誰か」のこと じゃない。』

■こんなときは人権擁護委員にご相談を! =

人権が侵害されたり、侵害されるおそれがあるとき、いじめ、体罰、土地建物、金銭の貸し借り、そのほか家庭内の問題などいろいろなことでお困りの人は次へご相談ください。

○人権擁護委員

月に1回 JR三股駅多目的ホールで人権相談所を開設

○連絡先

宮崎地方法務局都城支局 (☎:22-0490)

全国共通人権相談ダイヤル「みんなの人権110番」(☎:0570-003-110)

相談は無料です。秘密は固く守られます。安心して気軽にお越しください!

★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口)

☎:52-1112(直通)

にお願いします。

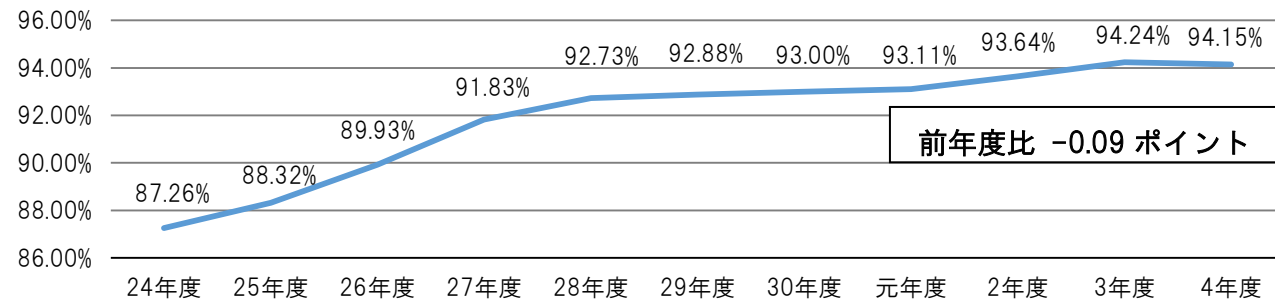


## ◆12月は「町税等納付推進強化月間」です

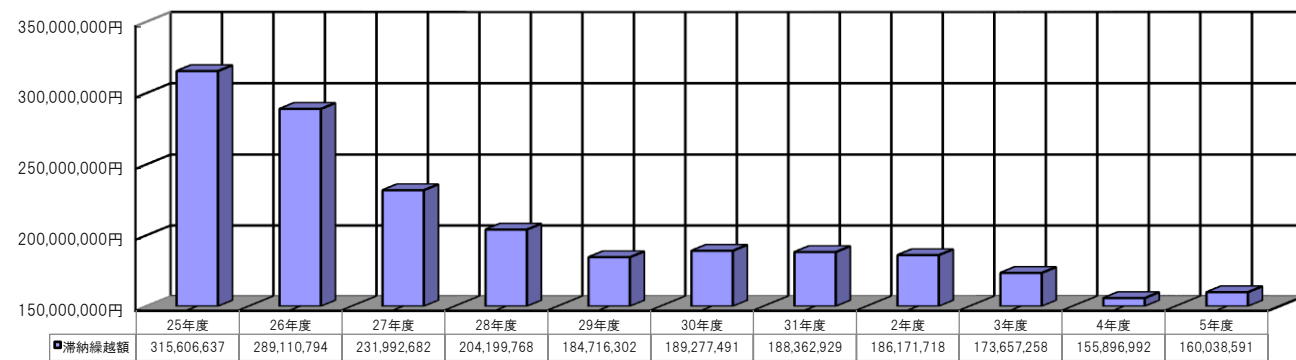
町税などの収納状況・差し押さえ状況などについてお知らせします。

### ①町税などの収納状況(住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の計)

#### ■町税の収納率(現年度+過年度)



#### ■町税の滞納繰越額



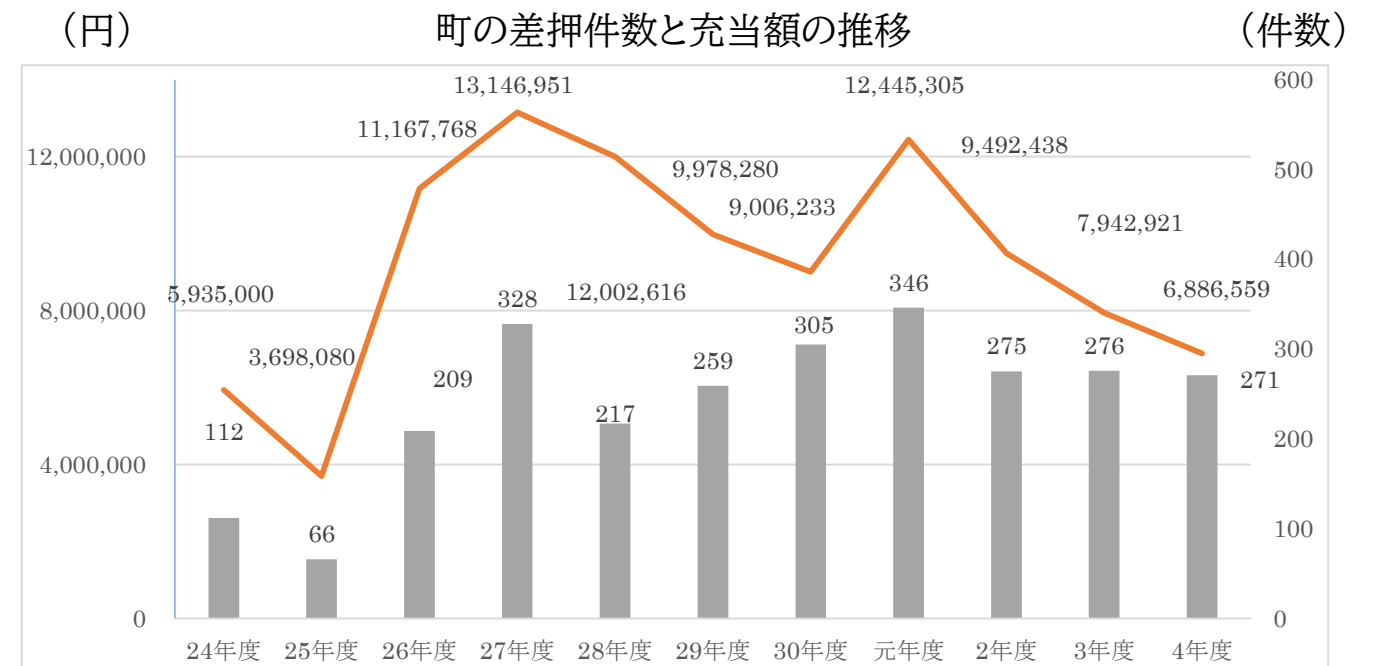
※ 令和4年度に比べ、町税の滞納繰越額が414万1,599円増加しました。

※2つのグラフで、町税などの収納率が減少していることや滞納繰越額(年度を越えて滞納となっている額)が増加していることが分かります。

### ②町税の差し押さえ件数(新規分)と充当金額(平成28年度以前から継続する差し押さえで税に充てることができたものも含む)の内訳

	4年度		5年度(10月末現在)	
	差押(件)	充当額(円)	差押(件)	充当額(円)
預金	253	608万 659	131	284万 3,672
給与	11	30万 7,800	12	29万 3,900
保険	0	0	0	0
不動産	0	0	0	0
その他	7	49万8,100	4	4万 5,274
計	271	688万 6,559	147	318万 2,846

### ③町税の差し押さえ件数と充当金額の推移



※滞納額を一括納付したことで、差し押さえを解除したケースもあります。

### ④町税の休日・夜間の相談窓口(随時)のご案内

町税に関して、仕事などで昼間に町役場へ来ることができない人を対象に、随時『休日・夜間相談窓口』を行っています。相談を希望する場合は、事前に連絡をお願いします。



### ★12月は「町税等納付推進強化月間」です★

町役場からの「通知」「電話」「訪問」などで『催告(納付を請求すること)』を確認したら、担当課・係へ連絡してください。そのままにすると「納付意思なし」と見なされ、差し押さえなどの処分につながる可能性があります。

・町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料・町営住宅使用料・上下水道料金・奨学金償還金

※便利な口座振替やコンビニ納付で、「納期内自主納付のまち」をめざします。

★お問い合わせは、  
税務財政課 特別収納対策係(1階 ⑤番窓口)  
☎: 52-9634(直通)をお願いします

## ◆マイナンバーカードの暗証番号は必ず確認してから入力しましょう！

年末調整やふるさと納税など、マイナンバーカードを使うオンライン手続きが増えたことに比例して「とりあえず何度か入力したら使えなくなった」というお問い合わせが増えていきます。

マイナンバーカードでの手続きに使用する暗証番号は、キャッシュカードやクレジットカードの暗証番号と同じくらい大切なものです。

そのため、金融機関などと同じように複数回連続で入力を間違えるとロックがかかり、解除手続きをするまで使えなくなってしまいます。

### ■何回まちがえると使えなくなるの？

#### ① 利用者証明用電子証明書 → 3回連続で間違えるとロック

※過去に入力した分もカウント。時間がたってもリセットされません。

【使う場面】 コンビニでの住民票などの交付・保険証利用設定など

【暗証番号】 数字で4文字

【ロックされたら】 マイナンバーカードをもって、本人が町役場に来庁

#### ② 署名用電子証明書 → 5回連続で間違えるとロック

※過去に入力した分もカウント。時間がたってもリセットされません。

【使う場面】 ふるさと納税や年末調整等のオンライン申告など

【暗証番号】 アルファベット大文字と数字を混ぜた、6文字～16文字

(例 1)1234AB、(例 2)A1234B5C など

【ロックされたら】 次のどちらかの方法で使えるようになります。

《方法1》 マイナンバーカードをもって、本人が町役場に来庁

《方法2》 スマートフォンアプリとコンビニのキオスク端末で再設定。

→ 詳細は、次のQRコードから確認できます。

また、《方法2》は①の暗証番号がわかっている場合のみ可能です。詳しい手順は次のQRコードからご確認ください。



J-LIS「署名用パスワードを  
コンビニ等で初期化・再設定」



公的個人認証サービス「署名用  
パスワードをコンビニで初期化」

### ■代理で再設定できないの？

#### (1)代理手続きは、次の理由からお勧めしていません。

- 本人がマイナンバーカードを持って手続きされる場合、通常10分程度で済みますが、代理手続きは最低でも数日は必要になるうえ、手続きも複雑になります。(代理人が来庁申請→町役場が「照会回答書」を郵送→記入して封筒に封入→代理人が再来庁という流れ)
- 記入漏れ、封入していないなどの不備で手続きできないケースが多いです。
- 本人確認書類の数が増えます。(なお、原本が必要となります)

制限事項が多く、不便な点があるとは思いますが、マイナンバーカードの暗証番号は「その手続きが本人の意思によるものである」を示すもので、キャッシュカードなどで使用される暗証番号と同じく重要なものです。

そのため、「本人の意思で再設定を依頼している」ことを確認することが重要であり、それは一定の水準による手続きを経ることで認められるようになっていきます。お手数とは思いますが、ご理解をお願いします。

※なお、どうしても本人が来れない場合は、代理手続きの詳しい説明が必要となりますので下記お問い合わせ先にご連絡ください。

#### (2)時間外対応について

「町役場に午後5時までには来れないが、午後7時までなら来れる」という人は、お問い合わせ先の電話番号へご相談ください。対応可能な日を確認して調整します。

時間外で対応できる件数は少ないため、できるだけ次の開庁時間内にお越しください。

【日中の開庁時間】 午前8時30分～正午、午後1時～5時

★お問い合わせは、

町民保健課 戸籍住民係(1階 マイナンバー窓口)

☎:36-4020(直通)、52-9630(直通)をお願いします。

## ◆合併処理浄化槽の補助制度をご利用ください

※汲み取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する人の補助制度です。下水道への接続工事に対する補助ではありません。

町では、生活排水による大淀川の水質汚濁の防止と快適な生活環境の創造を目的として、合併処理浄化槽への転換に対する補助制度を設けています。

### ■補助金額 =

人槽区分	【汲み取り槽または単独処理浄化槽からの転換の場合】
5人槽	33万 2,000 円
6～7人槽	41万 4,000 円
8～10人槽	54万 8,000 円
11～20人槽	54万 8,000 円

※新築に対する補助はありません

汲み取り槽または単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合は、上記金額に上乗せして撤去に係る費用を補助(ただし上限9万円)する制度を設けています。また、宅内配管工事部分についても補助(ただし上限10万円)を行います。

### ■補助を受けるためには =

合併処理浄化槽の設置工事を始める前に、必ず補助金交付申請と、補助金交付決定通知を受けてください。交付決定前に工事を始めると補助金の交付が受けられなくなります。(交付決定前に職員が現場確認を行います。)また、県が指定する浄化槽工事登録業者以外で工事を行うと補助が受けられませんので、ご注意ください。

なお、補助金は予算上限に達した時点で終了となります。あらかじめご了承ください。

### ■補助の対象 =

居住に使用する建物(併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が住居部分であること)で、既設の汲み取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する人。ただし、寄宿舍や別荘は除きます。

### ■補助の要件 =

- ・公共下水道や農業集落排水処理区域外であること。
- ・申請者と同居する世帯全員が町税などを滞納していないこと。(世帯用の「滞納のない証明」を添付してください。)
- ・県が指定する浄化槽設置者講習会を受講していること、など。

※浄化槽補助金については町公式サイトにも記載してあります。



### ★お問い合わせは、

環境水道課 環境保全係(2階 ④番窓口)

☎:52-9082(直通)をお願いします。



## ◆道の駅・物産館周遊デジタルスタンプラリーを開催中です

都城広域定住自立圏構想協議会(三股町、都城市、曾於市、志布志市)では、圏内の道の駅・物産館を周遊するデジタルスタンプラリーを実施しています。圏内の道の駅・物産館をめぐる、道の駅・物産館商品を手に入れませんか？

### ◆スタンプラリー概要◆

対象店舗に設置してあるポップの二次元コードをスマートフォンなどで読み取りスタンプを集め、アンケートに回答した人の中から抽選で合計26人に道の駅・物産館商品をプレゼントします。

■期 間 = 令和6年1月31日(水)まで

### ■対象店舗 =

三股町…町物産館「よかもんや」  
都城市…道の駅「都城 NiQLL」、道の駅「山之口」、星の駅「たかざき」  
曾於市…道の駅「すえよし」、道の駅「おおすみ弥五郎伝説の里」、道の駅「たからべ」  
志布志市…道の駅「松山やっちくふるさと村」、志布志市特産品販売所「港湾通り」

### ■プレゼントコース内容 =

いずれのコースも4市町の道の駅・物産館をそれぞれ1カ所以上回ることが条件となります。

#### ○Aコース

スタンプを9個集めた人の中から抽選で2人に1万6,000円相当(4,000円×4カ所)の商品をプレゼント。

#### ○Bコース

スタンプを6個集めた人の中から抽選で4人に8,000円相当(4,000円×2カ所)の商品をプレゼント。

#### ○Cコース

スタンプを4個集めた人の中から抽選で20人に4,000円相当(4,000円×1カ所)の商品をプレゼント。

### ★お問い合わせは、

都城広域定住自立圏構想協議会事務局(都城市総合政策課内)  
〒885-8555 都城市姫城町6街区21号  
☎:0986-23-7161 にお願ひします。



詳しくはこちらから

## ◆高齢者運転免許証自主返納支援事業をご利用ください

### ■事業内容 =

運転に不安のある高齢者で運転免許証を自主的に返納した人に、町コミュニティバスの回数券を交付し、高齢者の交通事故の減少と公共交通の利用拡大を図るものです。

### ■補助対象者 =

- ①自主返納の日に満70歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人

### ■支援内容 =

町コミュニティバス「くいまーる」の回数券12回分のバス利用券10冊(120回分)を交付します。

### ■申請方法 =

運転免許証を自主返納した日の翌日から起算して1年以内に、「町高齢者運転免許証自主返納支援申請書」に運転免許の取消通知書などを添付して提出してください。

町コミュニティバス「くいまーる」は、町内全域を走っています。ぜひご利用ください♪



### ★お問い合わせは、

総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎:52-1112(直通)  
をお願いします。

## ◆「障害者控除対象者認定書」交付のお知らせ

障害者手帳を持っていない65歳以上の高齢者でも、町が発行する「障害者控除対象者認定書」を確定申告の際に添付することで、所得税と町・県民税の障害者控除を受けられる場合があります。対象者は、障害の程度が障害者に準ずるものとして町の要介護認定を受けている人や、要介護認定を受けていない場合でも、町の調査の結果、6カ月程度以上寝たきりの状態で、食事・排便などの日常生活に支障があると認められる人です。認定書の交付には申請が必要となりますので、介護高齢者係で手続きを行ってください。

※所得税と町・県民税が非課税の人は申請する必要はありません。

※要介護等認定者が一律に障害者控除の対象者となるわけではありません。



★お問い合わせは、

高齢者支援課 介護高齢者係(1階 ⑦番窓口)

☎52-9062(直通)をお願いします。

## ◆高齢者のおむつ代の医療費控除に係る「おむつ使用証明書」交付のお知らせ

おむつ代は、通常医療費控除の対象にはなりません。傷病によりおおむね6カ月以上寝たきりの状態であり、医師による治療のもとで使用が必要であると認められる場合には、確定申告などで医療費として申告することができます。その場合、「医療費控除の明細書」とともに「おむつ使用証明書」もしくは「おむつ代に係る医療費控除確認書」を提出する必要があります。どちらの書類が必要となるかは、おむつ代の申告がはじめてか2年目以降かで決まります。

■おむつ代の医療費控除の申告がはじめての人 =

○「おむつ使用証明書」

医師が記載しますので、かかりつけの医療機関に「おむつ使用証明書」の様式をお渡しください。様式は、高齢者支援課 介護高齢者係にあります。

※「介護保険要介護・要支援認定」を受けていない人は、毎年、医師が記載する「おむつ使用証明書」を提出してください。

■おむつ代の医療費控除の申告が2年目以降の人 =

○「おむつ代に係る医療費控除確認書」

医師による「おむつ使用証明書」の代わりに、「介護保険要介護・要支援認定」を受けている人のうち、町が保有する主治医意見書において交付要件を満たす人に対して町が交付します。交付を希望する人は、高齢者支援課 介護高齢者係に様式がありますので申請してください。

★お問い合わせは、

高齢者支援課 介護高齢者係(1階 ⑦番窓口)

☎:52-9062(直通)をお願いします。



◆かんしょ生産者の皆さんへ  
次作に向けて欠かせないサツマイモ基腐病対策



【育苗】

■育苗管理と採苗 =

- 発病株を見つけたら速やかに種芋ごとハウス外に持ち出し、発病株の周囲には殺菌剤を散布しましょう。
- 採苗は地際部から5cm以上離して苗を切りましょう。
- 採苗時のハサミはこまめに消毒しましょう。
- 苗床では靴の履き替えまたは靴底の消毒を徹底しましょう。



■苗消毒 =

- 定植前には必ず苗消毒を行いましょう。
- 苗消毒は、苗の上部まで浸漬しましょう。
- 調整後の薬剤は、日光や汚れなどで急速に分解するため、1日で使い切りましょう。



■片付け・残さ処理 =

- 育苗が終了したら発病株を中心に残さを持ち出し、堆肥や分解資材を施用し、速やかに残さの分解を促しましょう。

【本ぼの準備】

■土壌消毒 =

- 薬剤は残さの中までは届かないので、消毒前に十分な残さ分解を行っておきましょう。
- 適正な土壌水分(固まりが少し崩れる程度)と地温(15℃以上)を確保し、薬剤処理は使用方法に従い、適切に実施しましょう。

農薬名	成分	使用時期	使用方法
バスアミド微粒剤 ガスタード微粒剤	ダゾメット	植付け21日前まで	本剤の所定量を均一に散布して土壌と混和
フロンサイドSC	フルアジナム	植付前	全面土壌散布または全面散布土壌混和
フロンサイド粉剤	フルアジナム	植付前	全面土壌混和
フリントフロアブル	トリフロキシストロビン	植付前	全面散布土壌混和

※農薬使用の際は、必ずラベルの登録内容を確認し、適正に利用しましょう。

■排水対策 =

- 排水不良ほ場では基腐病が多発するため、明きよをほ場外につなげて、ほ場内に水がたまらないように表面排水対策を実施しましょう。
- 表面排水だけでは不十分なほ場では、サブソイラなどを用いて耕盤を破碎し、地下排水を促しましょう。



★お問い合わせは、

- ・北諸県農業改良普及センター ☎:38-1554
  - ・農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口) ☎:52-9086(直通)
- をお願いします。

## ◆あぜ焼きを実施します

農作物病害虫の越冬生息源の撲滅を目的に、町内一斉に水田・畑の「あぜ焼き」を実施します。

町民の皆さんのご協力をお願いします。

■期 日 = 令和6年1月21日(日)

■時 間 = 午後1時～4時

※実施する場合は、午後1時に消防演習サイレンを吹鳴します。

※雨天などで延期する場合は、当日の午前中に広報塔でお知らせします。

※順延日 ⇒ 1月28日(日)同時刻

■実施地域 = 町内全域の水田・畑のあぜなど

■巡回指導 = 各地域農業集団長、各地区農事振興会長  
各集落営農集団長、町農業振興課職員

※担当する地区内で畦畔<sup>けいはん</sup>以外への延焼や作物などへの被害が出ないように、啓発や見回りを行います。

■防火対策 = 町消防団が、飛び火警戒に当たります。

■注意事項 =

- ①火入れ時間を必ず守ってください
- ②一人での作業はしないでください
- ③風の強い場所では焼かないでください
- ④建物や山の近くでは焼かないでください
- ⑤延焼を防ぐための備えを行い、火付けをしてください
- ⑥場所移動時は、完全な消火の確認をしてください
- ⑦危険箇所への火入れを行うときは、各地区の消防団・地域農業集団長・農事振興会長・自治公民館長にご連絡ください  
※山林や人家の近くでのあぜ焼きには特にご注意ください
- ⑧JR線路の敷地内ではあぜ焼きはできません  
(ケーブルが埋設してあるため、火入れは禁止です)

★お問い合わせは、町農業振興対策協議会  
【事務局】農業振興課 農政企画係(3階 ③番窓口)  
☎:52-9086 をお願いします。

## ◆「成年後見制度の無料相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、毎月第4木曜日に「成年後見制度の概要や利用方法」に関する相談を受け付けています(祝日の場合は、翌日に実施します)。

また、電話での相談も受け付けていますので、気軽にご相談ください。

■相談日 = 12月21日(木)

■時 間 = 午後1時～4時

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

■申し込み方法 = 相談は予約制です。

人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接申し込んでください。

なお、法律など専門知識が必要な相談内容の場合は、他の相談窓口の紹介も行っています。

「成年後見制度」とは？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結や、遺産分割の協議などをすることが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

★お申し込み・お問い合わせは、  
町社会福祉協議会  
☎:52-1246 をお願いします。



## ◆「こころの健康相談」を実施します


都城保健所では、地域の皆さんが精神科医師へ気軽に相談できる機会の提供として、「こころの相談事業」を実施します。「精神科の病気かもしれないけど、病院に行くのは抵抗がある」、「専門の先生に相談してみたい」など、気になることがありましたら、保健所にご相談ください。

日 程	12月22日(金)
時 間	午後1時30分～3時30分
場 所	都城保健所 (都城市上川東3-14-3)
対 象	保健師が事前に相談を受け、医師の相談が必要と思われる人。 ご家族や関係者からの相談もお受けします。
相談内容	(1)ひきこもり、抑うつ、過食・拒食、リストカットなどに関する事 (2)精神科の病気、心の健康に関する問題など精神保健一般に関する事 (3)アルコール依存、薬物問題やその他の依存に関する事
相談体制	予約制 ※1日の相談枠は3枠まで ※事前に保健所保健師(疾病対策担当)へご相談ください
料 金	無料

★お申し込み・お問い合わせは、  
都城保健所 健康づくり課 ☎:23-4504  
をお願いします。



## ◆「おもちゃ病院三股」を開設します

期 日	12月16日(土) 毎月第3土曜日	
時 間	開 院：午後1時～3時ごろ ※受け付けは午後3時までをお願いします。	
場 所	町立図書室 多目的ルーム	
注意事項	<p>・おもちゃ病院三股は、おもちゃを無償で修理します。 (※一部、材料費などが掛かることがあります。) ただし、破損がひどい物や欠品がある物は、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。</p> <p>・コンセントにつないで作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物や水に浮く物(浮輪・ボートなど)は修理対象外です。</p>	

★お問い合わせは、  
代表:横山健一 ☎:51-0241 または、  
増田親忠 携帯:090-1926-8783 をお願いします。

## ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題について相談を受け付けています。また、電話での相談も行っていますので、気軽にご相談ください。

■相 談 日 = 毎週月曜・水曜・金曜  
※祝日は除く

■時 間 = 午前9時～午後5時

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、町社会福祉協議会  
☎:52-1246 をお願いします。

